令和4年度財政援助団体等(令和3年度分)監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査

2 監査の実施日

令和4年6月24日(金)・27日(月)の延べ2日間

監査の対象とした補助金等 3

令和3年度において、市が交付した50万円以上の補助金等のうちから次の7件 を監査の対象としました。

(1) 茅野市自主防災組織防災活動強化事業補助金(西山区自主防災組織)

2,400,000円

(2) 有害獸防護柵設置事業補助金(北大塩区)

618,700円

(3)活性化協議会負担金(茅野市·原村地域公共交通活性化協議会)

4, 075, 634円

(4) ファミリー演劇鑑賞事業負担金(茅野市ファミリー演劇鑑賞実行委員会)

900,000円

(5) ちの割第2弾事業(一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構)

145.000.000円

(6) 小津安二郎記念・蓼科高原映画祭補助金(小津安二郎記念・蓼科高原映画祭実行 委員会) 5,000,000円

(7) 彫刻公園維持管理負担金(株) ヒロマスホテルズ 9,450,763円

4 監査の方法

本年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、市役所会議室に おいて、本年度対象の7事業について監査を実施しました。所管課及び補助団体に 対しては、提出された資料に基づき内容と事務処理の状況を精査するとともに、関 係書類、事業内容、資金の使途等の確認を行いました。

5 重点をおいた監査項目

- (1) 補助等事業は、申請した計画及び交付条件に従って履行されているか。
- (2) 補助等事業の事務処理及び経理は、適正に執行されているか。
- (3) 補助金等交付の目的は達成されているか。

6 監査の結果

財政援助団体等に係る執行は、概ね適正に取り扱われているものと認めます。

なお、詳細につきましては、各事業の所見及び総括をご覧いただき、改善すべき点 は早期にご対応をお願いいたします。

7 各補助事業等に対する所見

- (1) 茅野市自主防災組織防災活動強化事業補助金(西山区自主防災組織)
 - ① 事業概目的
 - ・区内連絡や防災情報の情報伝達の手段として、放送施設を整備する。

・区内放送だけでなく防災行政無線も聞くことのできる施設を整備する。

② 事業概要

- ・基地局設置一式【新型放送卓、アンテナ】
- ・戸別デジタル受信機器 120戸

③ 事 業 費

5, 586, 790円

④ 交 付 額

2, 400, 000円

⑤ 所 見

近年の異常気象に伴い、市内においても昨年の高部区土砂災害が発生するなど以前からは予測できない気象状況となり、迅速な避難が求められてきている中、市をはじめ各行政区において防災対策を進めていただいています。

西山区におかれましては、上流にダムがあることに加え高部区での土砂災害を受け区民の防災に対する意識が高まり、全戸数134戸のうち116戸の戸別受信機導入に辿り着いたわけですが、そこに行くまでには区長さんをはじめ区役員の方々が、いかに区民に必要性を説明し、またできる限りの安価での提供に至るまでには、大変ご苦労されたことと思います。

今後につきましては、若い方が導入に至ってないとのことでありましたが、その理由として、防災情報をスマートフォンで簡便に確認できるので、その方が重宝するといった意見もあるようですが、いざという時の身近における災害等は地元住民の連携の速さに勝るものはありません。最終的には、導入については個人の判断となりますが、少しでも必要性を感じていただける方が増える事を望みます。

むすびになりますが、当該事業に対する補助金事務は適正に処理されていました。また当該補助金制度につきましては、冒頭でも触れましたが異常気象に伴う災害発生率が高まってきている中、効果的な補助金と考えますので、今後も市として各行政区に対し、引き続き、制度の説明等をお願いいたします。

(2) 有害獸防護柵設置事業補助金(北大塩区)

- ① 事業目的
 - ・有害獣防護柵を設置し、鹿やイノシシ等による農作物等への被害軽減を 図る

② 事業概要

- ·有害獸防護柵設置 延長300m
- ・実施場所 茅野市米沢6418番地から6137番地まで
- ・受益戸数 30戸
- · 受益面積 15 h a
- ③ 事 業 費

1, 237, 490円

④ 補助金額

618,700円

⑤ 所 見

有害獣による農作物への被害は、耕作者にとっては耕作意欲を失望させることを 危惧しますが、各行政区によって農地を守るべく防護柵の設置に取り組んでいる ことに対し感謝いたします。

この補助金は、「茅野市有害獣防護柵設置事業補助金要綱」に基づき執行されていますが、平成13年に制定されてから既に20年を超える制度となっています。

担当課では、各行政区において設置した防護柵が延長され、いずれは、市内農地を取り囲むことを想定しているようでありますが、現在の制度では、原材料費のみを対象経費としています。 1/2 を地元負担に頼っているのが現状であり、地元負担の軽減に向け知恵を振り絞っていただければと思います。

また、設置費については、対象外経費となっていますが、行政区によっては、人 手不足のところもあり自らの設置となりますと更に心身への負担増となり、財政 的に余裕がなければ支出も困難であることを認識いただければと思います。 設置後の課題としまして、防護柵が壊れていても修繕を行わずに放置されているところもあるようですので、それでは当初の目的が台無しとなり、補助金を交付している効果も評価できないものとなりますので、今後、それぞれの課題に対し、市と設置団体とが互いに良き方向へ進まれることを望みます。

むすびになりますが、当該事業に対する補助金事務は適正に処理されていました。なお、設置後につきましては、補修等の維持管理を怠ることで、補助金による効果が失われることのないよう、ご検討いただくとともに、引き続き、茅野市の農地保全にご尽力いただきますようお願いいたします。

- (3) 活性化協議会負担金(茅野市·原村地域公共交通活性化協議会)
 - ① 事業目的
 - ・地域住人にとって効果的で、最適な移動手段の確立
 - ・国からの補助金確保のための取組
 - ・ 地域公共交通計画の策定
 - ② 事業概要
 - ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定により設置された法定の協議会であり、茅野市・原村の公共交通の維持・確保を図るとともに地域に ふさわしい公共交通のあり方や方向性について協議する。
 - ③ 事業費

5,089,696円

④ 負担金額

4, 075, 634円

⑤ 所 見

市民の移動手段である公共交通は、歴史的な変革期を迎えています。

長年にわたり原村と共にバス路線、バス停、運賃の変更について協議されている

ことを伺い、国からの補助金を受けるにも当該協議会を経なければならないとい うことで重要な協議会であります。

今後、原村においても、オンデマンドバスの実証運行に入ることに加え、公共交通計画(マスタープラン)の策定も進めていくことから、協議会が活発になっていくことを説明いただきました。

検討していく上で、さまざまな問題や課題が多々存在することは当然であります ので、協議会における検討が深まることを期待します。

市民を取り巻く、移動手段については、通学・通勤バス、さらには、8月22日からAI乗合オンデマンド交通「のらざあ」が、いよいよ本格運行間近となり、利用者への周知徹底が求められると思いますので、市民の移動手段確保のために努力をお願いいたします。

むすびになりますが、当該補助事業につきましては、茅野市及び原村との負担 割合から返還までの資金の流れは理解しやすく、ゼロ精算を採用しています。

事務局の担当者は苦労されていますが、明朗会計で透明性が確保されています。 今後は、のらざあを検討している、茅野市新地域公共交通検討会との擦り合わ せに加え、これからがさらにワンステップ上に駆け上がり正念場ではありますが、 市民生活の未来に向けた明るい結果を導けるよう、一層のご尽力をお願いいたし ます。

また、公立諏訪東京理科大学との連携ついて意見がありましたが、大学の教授は 研究を進めていく上で現実的なフィールドを求めています。

しかし、なかなかそのような条件が整いませんので、ぜひ意見交換をしていただき、互いが WINWIN になり得るチャンスを模索していく場面を設けていただけることを望みます。

また、学生の知恵も取り組んでいただく事で奇想天外な論文を作成する学生も現

れるかもしれませんので、ご検討いただければと思います。

- (4) ファミリー演劇鑑賞事業負担金(茅野市ファミリー演劇鑑賞実行委員会)
 - ① 事業目的
 - ・親子で初めての舞台に触れるきっかけとし、家族の絆を深めること、心豊かな人間性を育むこと、地域の文化力向上に役立てることを目的として実施。
 - ② 事業概要
 - ・令和2年度、3年度はコロナ禍により実施実績なし
 - ③ 事業費

1, 102, 441円

④ 負担金額

900,000円

⑤ 所 見

平成19年から続いてきた親子で芸術に触れるきっかけづくりを手掛けてきた 取り組みに対し、ここまで携わってきた方々は大勢いるわけですが、事業を廃止す ることに対し、各方面から大変残念な声があったものと思います。

団体運営におかれましては、パートナーシップのまちづくりを理念に市民と共にここまで来たわけですが、役員の継承者に苦労したとのことでありましたので、今後、他団体も同様の課題は抱えているものと思われますので、早急に対応できるものではありませんが、解決に向けた策をご検討いただければと思います。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、思うような活動ができなくなり関係者の胸の内はお察しするとともに、これまでの活動にご尽力いただきましたことに敬意を表します。

むすびになりますが、当該補助金につきましては、当初の目的に対し、対象団体 へ交付している負担金であります。疑義のあった部分は、既に対処していただいて いましたので、引き続き、適正な会計処理を遂行していただきますようお願いいた します。予定では、令和4年8月には、最終公演を企画されていますので、関係者 及び観覧者の心に残る公演となることを祈念いたします。

(5) ちの割第2弾事業(一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構)

① 事業目的

・市内宿泊施設等の応援事業「ちの割」第1弾は、宿泊施設のみを対象としたが、「ちの割第2弾」は、市内土産事業者、飲食事業者等の消費も喚起するため、対象を長野県民及び市内別荘所有者に広げ、茅野市内に泊って応援いただき、その宿泊者が市内登録事業者で利用できる「地域クーポン」を発行することで、地域内旅行需要の創出と観光消費喚起を図るとともに茅野市の良さをアピールすることを目的とする。

② 事業概要

・長野県居住者(別荘所有者を含む)を対象とし、1人1泊あたり2,000円割引+1,000円分(500円券2枚)の観光クーポン券を【合計1人3,000円割引】を宿泊施設の規模に応じて配布する。地域クーポン(観光クーポン)を利用できる事業者については、登録制とし事業者の積極性を促す。この「ちの割第2弾」の割引対象期間は令和3年7月16日チェックインから令和3年9月30日チェックアウトまで(クーポンは令和3年12月31日まで)としたが、宿泊利用者及び宿泊施設(クーポン利用施設含む)に双方から好評を得たことから、「ちの割第2弾追加分」の補助を受け、宿泊割引対象期間を令和3年12月31日まで拡大し実施した。

③ 事業費

123, 946, 064円

⑤ 所 見

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、直接の実害を被った業種に対しての事業であり、補助金の目標を達成し、効果が目に見えるものでインセンティブは大きいものであったと思います。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染者数は落ち着いてきたものの、この先の状況は以前のような活気溢れる人流には不安を残すものであります。

このことから、市、(一社) ちの観光まちづくり推進機構等による支援は必至で あると考えますので、今後も有利な補助金活用をするなど事業者への手助けとな ることを望みます。

広告に関しては、新型コロナウイルスの影響から、市民の捉え方によっては不快 に思われる方が居られ、対応に苦慮した場面もあったようですが、知恵を出し合い 解決し、良い広告企画が実施されるよう望みます。

むすびになりますが、(一社)ちの観光まちづくり推進機構と市が茅野市独自の制度設計を果たすことで、観光客はもとより他自治体から目を引く事業展開を実施することで集客力アップに結び付けていくよう、今後も力を合わせご尽力いただくよう、引き続きお願いいたします。

- (6) 小津安二郎記念・蓼科高原映画祭補助金(小津安二郎記念・蓼科高原映画祭実行委員会)
 - ① 事業目的
 - ・小津監督が親しんだ蓼科及び茅野市を市の内外に広く発信し、監督が一貫 して描き続けた「家族」のテーマに沿った秀逸な作品を上映することによっ

て、蓼科高原からの映像文化の発信や交流、地域における映画文化の醸造、 蓼科及び小津ブランドによる観光資源としての活用を目的とする。

② 事業概要

・世界で高い評価を受けている映画界の巨匠「小津安二郎」監督が晩年の約 10年間にわたり、シナリオライターの野田高梧氏とともに蓼科高原に滞在し、「無藝荘」を仕事場としました。このことを記念して、多くの方々に「小津映画・小津のこころ」に触れていただこうと、「小津安二郎記念・蓼科高原映画祭」を開催している。

③ 事業費

3, 252, 051円

④ 補助金額

5,000,000円

⑤ 所 見

小津安二郎記念・蓼科高原映画祭は、25年を経過し、当市において名実共に定着した祭典であり、ここまでの関係者のご尽力に感謝申し上げます。

その努力の結果、毎年盛大に開催して来た当該事業も他の事業同様に新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、非常に残念な結果となり関係者の気持ちは困惑されたことと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の状況は落ち着き始めましたが、今後の動向が 想像できない中ではありますが、一日も早い終息を願い以前のような祭典が開催 されることを望みます。

むすびになりますが、令和3年度の事業が思うようにできない中、事業の企画を 進め実施したわけですが、交付決定額の全額を交付しております。説明にて伺いま したが、繰越金の取り扱いについて検討されたようですが、今後は繰越金が多額に なった際には、慎重な判断をお願いいたします。

令和4年度は、既に素晴らしい企画が盛り沢山のようでありますので、新型コロ

ナウイルスも気になるところですが、市民や観光客等が小津映画に触れ、また監督の卵の方々が短編映画から大物監督に育ち、この映画祭に戻ってきていただけたらとの夢溢れる考えもあるようですので、まずは、令和4年度の事業が無事成功することを期待いたします。

- (7) 彫刻公園維持管理負担金(株) ヒロマスホテルズ
 - ① 事業目的
 - ・「蓼科高原芸術の森彫刻公園」を市民等に無料開放することで、蓼科湖と その周辺地域の観光振興、市民等の福祉の向上を図る。
 - ② 事業概要
 - ・リゾートホテル蓼科所有の「蓼科高原芸術の森彫刻公園」の維持管理費の 一部を市が負担し、市民等に無料開放する。
 - ③ 事業費

21,581,104円

④ 負担金額

9, 450, 763円

⑤ 所 見

市民に無料開放された公園と位置付けられ、平成24年度から負担金交付が始まり、毎年900万円を超える支出が10年間続いてきたわけですが、負担目的は、 蓼科湖周に多くの方々に滞在していただきたいということであり、近隣に道の駅ができたことから滞在できる環境が整ったとの評価により彫刻公園は一定の役割を果たしたと説明いただきました。

廃止した理由のもう一方につきましては、当初契約していた事業者が会社分割を 行い事業継承したわけですが、その経過を確認できる書類を決算審査時に資料提 出していただくこととされました。 むすびになりますが、市として、令和4年度からの交付を廃止したことは理解します。観光関連事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を直接打撃を受けた業種でありますので、引き続き、一日も早い茅野市観光の繁栄を願いますので、職員の 方々の一層の努力に期待いたします。

8 総括

2日間にわたり、関係各課及び関係団体のご出席をいただき監査を実施することができました。また、監査につきましては、地方自治法の規定に基づき実施されるものであり、多忙の中、ご理解をいただき感謝いたします。

今後も組織全体での適正な補助金等の事務に務めていただくようお願い申し上げます。最後になりますが、共通事項として、下記をご確認いただくようお願いします。

記

- 1 各補助金の特性もありますが、団体が留保している、いわゆる繰越金ですが、 団体によっては多額な留保資金が見受けられましたので、担当課において実績報 告書が提出された時点で精査されるようお願いいたします。
- 2 補助金交付事務の流れとして、提出された時から終了するまでの間は、文書処理 規程に基づき、同一文書記号番号により最初から完結するまで管理するものであ りますので、職員への周知をお願いいたします。